

これからの公民館事業と  
運営のあり方について

( 答 申 )

令和6年2月7日  
郡山市立公民館運営審議会

## 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
【諮問事項1】全世代を対象とした生涯学習事業について.....	1
【諮問事項2】若い世代が参加しやすい主催事業について.....	3
【諮問事項3】少子高齢化社会における公民館の運営について.....	4
【諮問事項4】中央公民館と勤労青少年ホームについて.....	5
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(参考資料)	
郡山市立公民館運営審議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・	8
郡山市立公民館運営審議会諮問検討経過・・・・・・・・	9

## はじめに

今日の社会を取り巻く情勢は、団塊の世代が 75 歳に達し医療費や社会保障費の急増が見込まれる、いわゆる「2025 年問題」を始めとする少子高齢化の急速な進展や、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化、また、インターネットやソーシャルネットワークサービス（SNS）の利用拡大による市民レベルでの情報の受発信の活発化、新型コロナウイルス感染症への対応など、急速な変化を続けています。

こうした社会の構造的な変容に対応するため、郡山市では、市政運営の最上位指針である郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）において、「2025 年問題」を始めとする予見可能性の高い課題について、今できることを考えるバックキャストの手法により、様々な取組を打ち出しています。

一方、公民館においては、地域の学習拠点であるだけでなく、地域における生涯学習の中核的施設として、関係機関、団体と連携・協力して、地域の課題解決に向けた支援を行うことが求められています。

人生 100 年時代における各個人が抱える課題は、そのライフステージにより様々ですが、公民館における地域の実情に応じた多様な学習機会の提供により、全世代に対し、社会的な課題に関する学習機会が保障され、生涯学習が持続的な活動として行われていくよう、これからの公民館事業と運営のあり方について、審議結果を答申いたします。

## 【諮問事項 1】 全世代を対象とした生涯学習事業について

### （1）現状と課題

現在、郡山市の生涯学習事業は、生涯学習課が公民館事業の企画運営の指導及び管理・統括を行っており、中央公民館が全市を対象とした事業を、また、地区・地域公民館は、実質的に地域住民などを対象とした事業を実施しています。

これにより、各公民館において多種多様な事業が展開されていることが確認できましたが、本諮問事項を検討する中で、以下のとおり課題があることが分かりました。

#### ①参加者の偏り

公民館事業では、事業の対象について、「成人」「女性」「一般」「高齢者」など対象区分を設けて実施していますが、実質的に参加者の割合は高齢者が多くを占

めています。また、基本的に平日の日中に開催しているため、勤労者は参加しにくい状況にあります。

多くの世代に利用される公民館として、世代間交流の活性化に取り組む上でも、幅広い世代の参加促進策が必要です。

## ② ICT環境の整備不足

事業のほとんどは対面式で実施されており、周知方法も、チラシ、回覧、たよりなど従来のアナログ周知が主となっています。多様な世代の参加を促すためには、ICTを活用した事業の推進やSNS等を活用した情報発信及びそれに伴うデジタル技術を活用するための環境整備が必要です。

## (2) 提案事項

### ① 多種多様な人が学べる環境の整備

人々が、生涯にわたり学び続ける力を育むためには、学習者が受け身だけではなく、自ら能動的に学べる環境づくりが必要です。学びたい人が学びたいものを簡単に探すことができるようSNSなどを効果的に活用した情報の発信や、時間や場所に左右されない録画した講座によるオンライン授業の配信、能動的な学びが行える学習法（アクティブラーニング）を取り入れたソフト事業の開発など、環境の整備が必要と考えます。

一方で、公民館の魅力として、人と人が直接触れ合えるという強みがあります。どのような「場の設定」が魅力的な講座に繋がるのか、公民館利用者以外のニーズ調査を行うなど、リアルの良さを生かした交流の場の確保も重要であると考えます。また、外国人と触れ合い、お互いの違いを知り、多様な文化を学ぶことができるよう、施設案内の多言語化など外国人が利用しやすい環境の整備に取り組むことも大切です。

### ② ICT環境の整備促進と事業の拡充

現在の学びの場においてWi-Fi環境の整備は必須です。また、デジタル技術を活用するためには、ハード面の整備だけではなく、職員のデジタルリテラシー向上の取組も必要です。その一方で、デジタルデバイド解消の取組として、これまで公民館で実施しているデジタル機器に不慣れな高齢者などを対象としたICTを活用するための講座については、より実践的な使い方や身近で役に立つ機能の紹介を行うなど、携帯電話事業者等と連携した事業等の拡充も重要です。

## 【諮問事項2】若い世代が参加しやすい主催事業について

### (1) 現状と課題

公民館の主催事業は、開催日時の関係から、若い世代を対象とした事業が少ないのが現状です。

また、現在、公民館では、子ども（未就学児、小中高生）の居場所づくりを実施していますが、自主学習ができるスペースの提供など、場所の提供が主となっています。

若い世代の利用が少ない現状について、本諮問事項を検討する中で、以下のとおり課題があることが分かりました。

#### ①若い世代のニーズを把握していない

若い世代に対するニーズ調査を行っていないため、どのような事業に興味を持っているか把握できていないのが現状です。若い世代への意向調査の方法を検討する必要があります。

#### ②周知不足

周知方法がアナログ中心ということもあり、若い世代が公民館事業を知る機会が少ないのが現状です。デジタルを活用し、若い世代が情報を取得しやすい環境を整備する必要があります。

#### ③子どもの居場所づくりの機能が限定的

現在は、子どもの居場所づくりとして、主に学習場所の提供にとどまっていますが、地域との連携が可能な公民館の特性を生かして、将来の地域を担う人材の育成を検討する必要があります。

### (2) 提案事項

#### ①若い世代が参加したい事業の創出

高校生や若者が世代を超えて交流し社会と関わりながら、地域社会の文化を学び、地域の課題に向き合うことは、将来の地域の担い手として、自ら考え行動する力を育むことにつながります。

「まちづくりネットモニター」の活用や高校生など若者を対象に意見を募るなど、普段公民館を利用しない若い世代の「見えない声」を把握し、事業内容に反映させることが重要です。

## ② ICTを活用した情報発信

若い世代に情報を提供するために、ICTを活用した情報発信をしていく必要があります。令和5年5月に運用を開始した「郡山市まなびLINE」を積極的に活用し、広報こおりやまなどの紙媒体を見ない人にも情報が届くようにすることが大切です。また、各公民館におけるインスタグラム等SNSを用いた効果的な情報発信が行えるよう職員研修の実施も有効です。

## ③新しい子どもの居場所づくり

子どもの居場所づくりは、単に学習スペースの提供で学力の向上に資するだけではなく、市や企業など多様な主体と高校生等がつながる場所として位置づけ、利用者同士の交流イベントの開催や、ボランティア活動のコーディネート、イベント情報の発信など、学校を超えて交流したい、学びたい、地域と関わりたいと考えている若者を支援し、将来地域で活躍できる人材を育成していくことも必要です。

# 【諮問事項3】 少子高齢化社会における公民館の運営について

## (1) 現状と課題

郡山市においても少子高齢化や人口減少の傾向は顕著であり、特に少子化は、価値観の多様化による晩婚化や未婚率の上昇、経済的理由や子育て環境への不安も原因とされています。このような時代背景の中で公民館の果たす役割は重要であり、地域コミュニティの活性化や持続可能な公民館運営についての対策が必要です。本諮問事項を検討する中で、以下のとおり課題があることが分かりました。

### ①公民館運営費に対する公民館使用料の割合が低い

人口減少は税収入の減少にも繋がるため、公民館運営に関しても現状の予算を確保し続けられるとは限りません。公民館の収入は主に施設使用料等の使用料収入ですが、運営費に対し少ないのが現状です。持続可能な公民館の事業及び運営を図るためにも、収入確保のための対策を講じる必要があります。

### ②子育て支援事業を実施している公民館が少ない

現在、子育て支援事業を実施しているのは一部の公民館に限られています。地域住民の交流の場であり、学習活動や地域づくりの中心的施設である全ての公民館において、子育て支援事業の充実を図るための施策を積極的に推進していくことが必要です。

## (2) 提案事項

### ①使用料収入の確保

使用料収入確保のための最初のステップとして、まずは利用者を増やすことにより稼働率を向上させる取組が必要です。そのためには、利用者交流の場、活動の拠点である公民館が、全世代を対象にした生涯学習施設であることをアピールし、民間企業や外国人を含め新たな利用者を開拓する必要があります。また、使用料収入の確保に向けた施設使用料や免除基準、貸館の時間区分の変更などの見直しについては、社会経済情勢の変化や公民館の運営状況を把握しながら、全世代を対象とした生涯学習・社会教育の拠点施設としての役割を十分尊重し、慎重に検討する必要があります。

### ②子育て支援事業の充実

子育てしやすい環境を整えるため、育児休暇中の親をターゲットにした講座の実施や母親を対象としたものだけでなく、父親が子育てに携わる環境づくりを進め、子どもとふれあう機会や両親参加型の育児について考える講座を設けるなど、様々な子育て支援事業の充実が必要です。

## 【諮問事項4】 中央公民館と勤労青少年ホームについて

### (1) 現状と課題

東日本大震災で被災し、合築という形で再建されたことにより、勤労青少年ホームは中央公民館と同一建物内に貸室が混在しています。

また、昭和45年に施行された「勤労青少年福祉法」が平成27年に改正され、勤労青少年ホームに関する法律上の規定が削除されていますが、現在は地方自治法第244条第1項の規定に基づき、郡山市勤労青少年ホーム条例（以下条例という。）により事業を展開しています。本諮問事項を検討する中で、以下のとおり課題があることが分かりました。

#### ①勤労青少年ホームの利用実態

勤労青少年ホームの貸室は、勤労青少年団体以外の公民館利用者が多く使用しているのが現状であり、市民の生涯学習の場としての利用が主となっています。

また、勤労青少年ホームは、中央公民館との合築により、同一フロアの場合でも貸室が混在しているため、利用者は申請書を別々に記入したり、受け取る領収

書も別々、同一施設であれば可能な貸室の変更も出来ないなど、中央公民館と同様の使い方をしているにも関わらず、利用者にとって分かりにくい状況になっています。

## ②勤労青少年ホームの役割について

条例では、勤労者や職業訓練を受けている者又は求職者で 35 歳未満の者に対する事業として「相談や指導、レクリエーション、クラブ活動のための施設及び設備の提供、音楽会、講演会、展示会等の開催」を規定しています。現在は、勤労青少年ホームにおいて、レクリエーションを含む勤労青少年向けの事業を実施していますが、平成 27 年に、青少年の適職の選択を可能とする環境の整備や職業能力の開発及び向上等により安定した雇用の促進を図るため、勤労青少年福祉法が改正され、この改正により勤労青少年の福祉に関する事業を行うこととしている勤労青少年ホームに関する法律上の規定が削除されたことから、今後の勤労青少年ホームのあり方について検討する必要があります。

## (2) 提案事項

### ①中央公民館と勤労青少年ホームの統合

勤労青少年ホームに関する法律上の規定が削除されたことにより、県内各市でも施設のあり方が見直される中、現在、勤労青少年ホームを利用されている方々に配慮しながら、施設の効率的運営や利用者の利便性確保などのため、全世代生涯学習・社会教育の拠点機能の強化を図ることを目的として、郡山市においても勤労青少年ホームと中央公民館との統合を検討する必要があります。

### ②全世代に対応した事業運営

勤労青少年ホームの法的根拠や利用実態など、現状と課題を整理し、市民に統合する理由等を明らかにするとともに、現行の郡山市勤労青少年ホーム運営委員会の委員の方々の意見を聞きながら、統合に向けた動き出しをする必要があります。

また、両施設を統合する場合は、勤労青少年ホームで実施している事業を中央公民館が継続して行うことが必要です。郡山市は、勤労青少年を含む全世代が集える新たな生涯学習の中核的拠点として、中央公民館での事業運営に幅広く取り組む必要があります。

## おわりに

新型コロナウイルス感染症が学習環境に与えた影響は、オンラインの活用による新たな学習方法の急速な普及をもたらした一方、同時に対面接触型によるリアルな活動の重要性も再認識されています。今後は、両側面での学習環境整備の必要性が強く求められています。このような、自己実現を目指す市民からの学習要求に応えるためには、公民館職員もデジタル活用とリアルな活動の両側面について、常に学び続ける必要があります。

国においても、デジタル田園都市国家構想基本方針において、公民館等の社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図ることとしています。

教育基本法第3条では、生涯学習の理念について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定しています。

市民の生涯学習活動は、個人の成長や自己実現に繋がるものであり、公民館がその核となる施設となって、個人と関係機関、団体とを相互にコーディネートすることが必要です。これにより、地域課題の解決のために必要な学びが地域に循環し、社会教育を基盤とした地域コミュニティが形成されれば、様々な課題が深刻な問題になる前に、地域が自ら解決策を生み出すことも期待されます。

本答申が、市民や地域の生涯学習活動を後押しし、全世代生涯学習都市実現の一助となることを期待します。

令和4年6月1日から令和6年5月31日  
郡山市立公民館運営審議会委員

○現委員

区分	氏名	職業等
学校教育	武藤 賢一郎	郡山市立行健小学校長
	古川 浩	郡山市立富田中学校長
	黒川 佳子	福島県立安積黎明高等学校長
社会教育	武藤 清晃	自営業
	菅野 瑞穂	NPOしんぐるべあれんとF・福島事務局長
	高橋 正好	郡山市文化団体連絡協議会事務局長
	樽川 正規	日和田町伝統芸能高倉浄瑠璃副会長
	松村 賢剛	郡山市体育協会会長
	武山 義則	郡山市PTA連合会副会長
家庭教育	○鈴木 和子	郡山家庭教育を支援する会幹事
	安田 忍	郡山のびのび福祉会のびのび学園園長
学識経験者	坂本 大	郡山市自治会連合会理事
	◎横溝 聡子	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科教授
	鈴木 由佳	公民館講座講師
	村上 和子	郡山市主任児童委員
	鈴木 祐介	福島民友新聞社郡山総支社報道部長
	佐藤 嘉秀	郡山商工会議所常務理事
	渡邊 一夫	福島コンピューターシステム株式会社代表取締役社長
	佐藤 直浩	公益財団法人郡山市文化・学び振興公社業務執行理事 兼けんしん郡山文化センター館長
	二瓶 幸恵	株式会社エフコム常務取締役
	河内 恒樹	一般社団法人ふくしま逢瀬ワイナリー代表理事
	鹿野 正道	学校法人永和学園日本調理技術専門学校長

◎：委員長    ○：副委員長

○前委員（任期：令和4年6月1日から令和5年3月31日まで。職業等は当時）

区分	氏名	職業等
教育学校	安田 良一	郡山市立郡山第三中学校長
学識経験者	伊藤 幸子	郡山市主任児童委員
	高橋 敦司	福島民友新聞社郡山総支社報道部長
	塚原 馨	公益財団法人郡山市文化・学び振興公社業務執行理事 兼けんしん郡山文化センター館長

郡山市立公民館運営審議会 諮問検討経過

回	月 日	検討事項等	開催場所等
1	令和4年7月15日	公民館の概要及び事業についての説明 運営審議会のスケジュール等についての説明	郡山公会堂
2	令和4年11月11日	諮問事項についての説明 諮問事項に関して郡山市総務部行政マネジメント課から、市の行財政の現状についての説明	郡山公会堂
3	令和5年2月17日	諮問事項に関する公民館の現状についての説明	中央公民館
4	令和5年6月8日	答申の骨子（案）についての審議	中央公民館
5	令和5年10月20日	答申（案）についての審議	中央公民館
6	令和6年1月26日	答申（最終案）についての審議 答申の確定	中央公民館
7	令和6年2月7日	中央公民館長へ答申	中央公民館
8	令和6年2月7日	教育長へ答申を報告	教育委員会